

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する相可地域において、櫛田川沿いで2mを超える浸水が予想されているほか、支流である佐奈川沿いの地区で河岸浸食での家屋倒壊が予想されている。櫛田川沿いには小売業や自動車整備業が多く、交通の要所である多気駅も2mを超える浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間の多い勢和地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、事業者の多くが集積している地域も対象となっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間の中、高い確率で発生すると言われている。

(その他)

過去の災害においては、昭和34年の伊勢湾台風をはじめ昭和36年の第2室戸台風、昭和54年の20号台風等により大きな被害が発生しており、今後も同様に相当規模の被害が発生する考えられる。

最も被害の大きかった伊勢湾台風での被害としては、町史等によると、人的被害として死者2名、負傷者15名、建物被害として倒壊家屋360戸、床上浸水1,069戸もの被害が記録されている。

大きな被害がおこった要因としては、櫛田川の中朝長地点において当時の国鉄参宮線の鉄橋の橋脚が崩壊したために河川水がボトムアップしたことがと考えられる。

また集中豪雨における過去の災害においては、人的被害は少ない状況だが、今後は、被害の発生が考えられる。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 487事業所
- ・ 小規模事業者数 415事業所

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	97事業所	95事業所	
	製造業	88事業所	65事業所	

	卸売業	9 事業所	7 事業所	
	小売業	101 事業所	81 事業所	
	飲食業	52 事業所	46 事業所	
	サービス業他	140 事業所	121 事業所	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

・当会は、令和元年事業継続計画を作成（別添）。

3) フォローアップ

・みえ共済等へ専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

・普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。

・事業継続力強化支援に向けて多気町と商工会の担当者による、状況確認や改善点等について協議する。

4) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（5強の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

<被害規模の目安は以下を想定>

被害の程度	状況の例
(1)大規模な被害がある	・ <u>10%程度の事業所</u> で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、 <u>比較的軽微な被害</u> が発生している。 ・ <u>1%程度の事業所</u> で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、 <u>大きな被害</u> が発生している。 ・被災が見込まれる地域において <u>連絡が取れない</u> 、もしくは、交通網が遮断されており、 <u>確認ができない</u> 。
(2)被害がある	・ <u>1%程度の事業所</u> で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、 <u>比較的軽微な被害</u> が発生している。 ・ <u>0.1%程度の事業所</u> で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、 <u>大きな被害</u> が発生している。
(3)ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

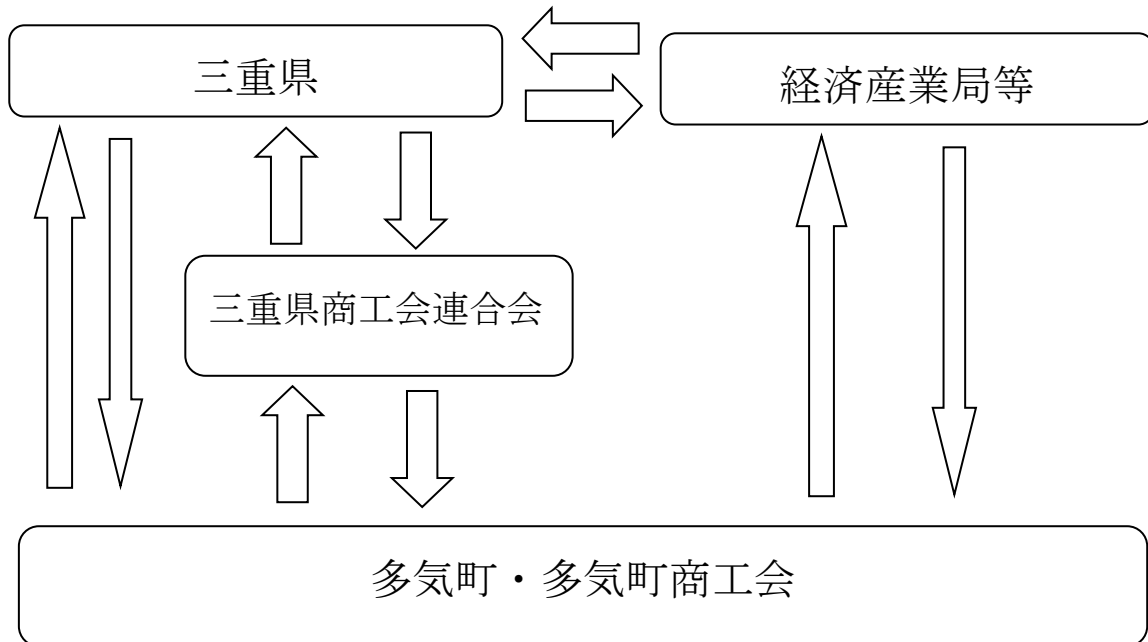
・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

・当会と当町が共有した情報を、三重県の指定する方法にて当会又は当町より三重県へ報告する。

<連絡体制>



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当町が相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、多気町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する。

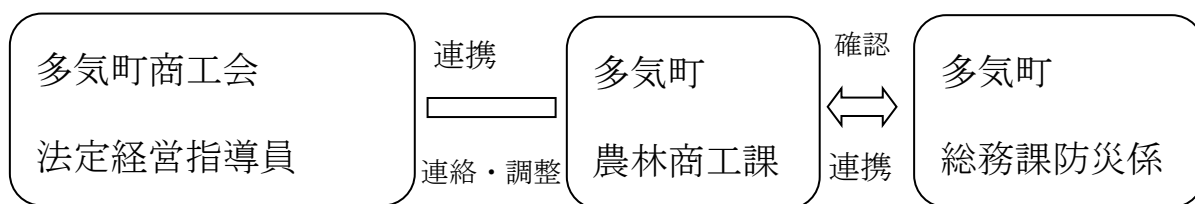
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年3月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 堀江 勝昭(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

多気町商工会

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可1687-8

TEL: 0598-38-2117 / FAX: 0598-38-2296

E-mail: taki-s@ma.mctv.ne.jp

②関係市町村

多気町役場 農林商工課

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可1600番地

電話: 0598-38-1117 ファックス: 0598-38-1140

E-mail: norin@town.mie-taki.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	90	90	90	90	90
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・パンフ、チラシ作製費	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、伴走型小規模事業者支援補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等